

ふらっと仏生山 高松市仏生山交流センター利用料金一覧表

①貸出スペース使用料

区 分		午 前	午 後	全 日	1時間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	毎正時を 始期とする1時間
イベント スペース	通常利用料金	5,490円	7,310円	12,800円	2,030円
	営利目的利用料金	16,470円	21,930円	38,400円	6,090円
	冷暖房の利用料金	2,750円	3,660円	6,400円	1,020円
調理室	通常利用料金	4,860円	6,480円	11,340円	1,800円
	営利目的利用料金	14,580円	19,440円	34,020円	5,400円
	冷暖房の利用料金	2,430円	3,240円	5,670円	900円
会議室11 (北)	通常利用料金	1,220円	1,620円	2,840円	450円
	営利目的利用料金	3,660円	4,860円	8,520円	1,350円
	冷暖房の利用料金	610円	810円	1,420円	230円
会議室11 (南)	通常利用料金	1,760円	2,340円	4,100円	650円
	営利目的利用料金	5,280円	7,020円	12,300円	1,950円
	冷暖房の利用料金	880円	1,170円	2,050円	330円
会議室21	通常利用料金	1,080円	1,440円	2,520円	400円
	営利目的利用料金	3,240円	4,320円	7,560円	1,200円
	冷暖房の利用料金	540円	720円	1,260円	200円
会議室22	通常利用料金	1,350円	1,800円	3,150円	500円
	営利目的利用料金	4,050円	5,400円	9,450円	1,500円
	冷暖房の利用料金	680円	900円	1,580円	250円
研修室	通常利用料金	2,160円	2,880円	5,040円	800円
	営利目的利用料金	6,480円	8,640円	15,120円	2,400円
	冷暖房の利用料金	1,080円	1,440円	2,520円	400円
教室	通常利用料金	3,380円	4,500円	7,880円	1,250円
	営利目的利用料金	10,140円	13,500円	23,640円	3,750円
	冷暖房の利用料金	1,690円	2,250円	3,940円	630円
付属設備	音響一式	1,500円	2,000円	4,000円	500円
	映像一式	1,500円	2,000円	4,000円	500円

備考

①使用時間には、準備及び片付け時間も含むものとする。②センター使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額(営利目的外)の3倍の額とする。③使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とする。④使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。⑤この表に掲げるもの以外の付属設備の使用料の額は、類似する付属設備の使用料の額に準じて定める額とする。

② 広場使用料

種別	単位	使用料
物品を販売し、又は頒布する場合	使用面積 1平方メートルにつき1日	30円
興行を行う場合		
募金、署名運動その他これらに類する行為をする場合	使用面積 1平方メートルにつき1日	15円
運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用する場合		
電源を使用する場合	1時間につき230円を加算する	
その他上記に定めるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める額	

備考 ①使用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は、1平方メートルとする。②使用期間が1月に満たないもの（電源を使用する場合にあっては、その使用期間が1月以上乗じて得た額とする。のものを含む）の使用料については、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。③使用料の額が時間を単位として定められている場合は、1時間未満の端数は、1時間とする。④この表の規定により算出した使用料の額が1件につき100円に満たないときは100円とし100円を超える場合においては、10円未満の端数（備考2の規定の適用がある場合にあっては、1円未満の端数）が生じたときは、これを切り捨てる。

③ 広場に工作物その他の物件を設けて占用する使用料

占用物件	単位	使用料
電気又は電気通信の線路を設置するための本柱、支柱、支線その他の工作物で電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げるもの	電気通信事業法施行令別表第1第2号単位の欄に掲げる単位に応じて同号宅地の欄に掲げる額	
興行又は運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	使用面積 1平方メートルにつき1日	44円
その他上記に定めるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める額	

備考 ①使用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は、1平方メートルとする。②1年を単位として定められた使用料については、その使用期間が1年未満であるとき、又は使用開始の日の属する月及び使用終了の日の属する月は、それぞれ1月として計算する。その期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、③使用期間が1月に満たないもの（電源を使用する場合にあっては、その使用期間が1月以上のものを含む）の使用料については、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。④この表の規定により算出した使用料の額が1件につき100円に満たないときは100円とし、100円を超える場合において、10円未満の端数（備考3の規定の適用がある場合にあっては、1円未満の端数）が生じたときは、これを切り捨てる。

④ 駐車場使用料

単位	使用料
1台1回	①最初の1時間まで（センターに用務で来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合は、最初の5時間まで）は無料とする。 ②前号の時間を超えて駐車した場合は、25分ごとに100円徴収する。

■お問い合わせ

ふらっと仏生山 高松市仏生山交流センター

〒761-8078 香川県高松市仏生山町甲218番地1

Tel.087-889-6555 Fax.087-889-6554

●受付時間／午前9時～午後5時 ●休館日／12月29日～1月3日

高松市仏生山交流センター

検索

<https://www.busshozan-kc.com>

詳しくはこちら▶

